

[事案 2024-254] 告知義務違反解除取消等請求

・令和7年7月30日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年10月に入院し胚移植術を受けたため(入院手術①)、同年7月に他社契約から乗り換える形で契約した利率変動型積立保険(医療保険付加)にもとづき給付金の請求をしたが、告知義務違反を理由に本契約のうち医療保険が解除された。その後、令和5年6月に血症板減少合併妊娠で入院し緊急帝王切開術を受けた(入院手術②)が、以下の理由により、告知義務違反解除の取消しと入院手術①②の給付金の支払いを求める。

- (1) 契約前に、募集人に不妊治療で通院していることを伝え、給付金が出ることを確認して、他社契約から本契約に乗り換えることにした。
- (2) 契約前、募集人から、診療明細に「術」という文字が記載されていれば給付金が下りるので病院に確認するように依頼され、病院に確認したところ、診療明細書に手術の「術」という文字が入ることを確認し、募集人から、それであれば給付金が出ると言われて、本契約の申込みをした。
- (3) 自分は、故意に告知義務に違反したわけではなく、不妊治療に通ってはいたものの、「不妊症」という病名に該当するという認識がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、「不妊症」という病名に該当するという認識がなかったと主張しているが、クリニックの医師は、令和3年9月に、「不妊症」の病名告知をしたと回答しており、申立人は「不妊症」に該当する認識があった。仮に、「不妊症」の認識がなかったとしても、告知事項には該当するはずであり、告知しなかったことの原因にはならない。
- (2) 募集人は、契約締結の際、申立人が「子供ができず、病院に通っている」ことを聞いており、不妊治療による手術が給付金の対象となると回答していた。募集人が丁寧に状況を聞いて説明していれば、本契約の申込みにも至らず、本件を回避できた可能性があることから、本契約の取消しおよび既払込保険料の返還には応じる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 保険会社は、契約手続を担当した募集人の前任者が、申立人が子供ができないために病院に通っているということを知っていたこと、診療明細に手術点数が算定される不妊治療の

手術は、原則、手術給付金の支払事由に該当するという説明をしたことを認めている。募集人としては、申立人の不妊治療の通院が告知事項に該当し、それにより特別条件が付くなどの引受けの問題が発生する可能性があること、申立人の不妊治療が責任開始前発症と判断される可能性があること等を考え、慎重に本契約への乗換えを勧めるべきであった。

(2) 契約手続を担当した募集人は、事情聴取において、申立人が病院に通っていることは知らなかったなどと陳述しているが、仮にそうであったとしても、前任者からの引継ぎを受けるなどして慎重に対応すべきであったと言える。